

ルンビニー保育園運営規定

第1章 総則

第1条（目的）

本園は、社会福祉法人（平成24年10月3日設立）により経営され、児童福祉法に基づいて、創意工夫し多様な保育サービスを提供し、利用者と社会的ニーズに対して応えられるよう努める。乳児及び幼児が望ましい環境の中で大切に育てられる保育と教育を行うことを目的とする。家庭に代わって保育すると同時に、専門的技術を持った保育士により集団保育を通して一人ひとりの子ども達の生活と発展を助ける教育的役割を受け持ち支援する。

第2条（名称）

本園はルンビニー保育園とする。

第3条（所在地）

本園を東京都江戸川区江戸川三丁目8番地に置く。

第2章 定員

第4条（入園定員）

本園の定員は125名とし、その内訳は次の通りとする。

- | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | 乳児 | 1歳児 | 25名 | 2歳児 | 25名 | | |
| (2) | 幼児 | 3歳児 | 25名 | 4歳児 | 25名 | 5歳児 | 25名 |

ただし所定保育室面積内で暫定定員を定める場合もある。

第3章 入園及び退園

第5条（入園資格）

本園の入園児童は児童福祉法により入園する。ただし定員に余裕のある場合は私的契約児を入園させることができる。

- (1) 入園基準（保護者の家庭事情）
江戸川区が決定する。

第6条（退園）

次に該当したときは、退園させることができる。

- （1）第5条の入園理由が解消したとき
- （2）私的契約児で理由なく保育料を2か月以上滞納したとき
- （3）本園の規則に従わず秩序を乱し、本園とその利用者に迷惑を与えた時
- （4）その他（1）～（3）に類する行為があったとき

第4章 入園時の処遇

第7条（保育目標と保育方針）

保育目標と保育方針を次の通り定める。

（1）保育目標

「明るく」希望に燃え、個性豊かに、物事に主体性に取り組む

「楽しく」真理を求め、正義を行い、行動に責任を持つ

「仲良く」慈悲と智慧の心を持ち集団生活を身につけ調和のとれた生活をする。

（2）保育内容

デイリープログラム（日課）については、児童の年齢に応じ保育士と園長が協議して定めるが、おやつのお給付、お昼寝等は必ず含まれるように配慮する。月間及び年間計画等については、職員会議で協議して定める。

（3）開所時間

保育時間 7時30分から19時30分

ただし、児童の保護者の状況により伸縮がある。

18時30分から19時30分までは延長保育（申込み制）

休み 日曜日・祝日・年末年始（12月29日より1月3日）

（4）給食

毎日完全給食とおやつがある。

（5）延長保育

定員10名 詳細については別紙に定める。

（6）一時保育

定員2名 詳細については別紙に定める。

（7）保育料は江戸川区の定めた額とする。

ただし、私的契約児は別に定める。

第5章 従事者の区分及び定数

第8条

園に次の従事者を置く。従事者の配置基準を下回らない人数とする。

- (1) 施設長 (2) 主任保育士 (3) 副主任保育士 (4) 保育士
- (5) 栄養士 (6) 調理員 (7) 事務員 (8) 嘱託医

上記のほか、必要に応じてその他の従事者を置く。

第9条（従事者の資格及び職務）

- (1) 施設長は園の業務を総括する。
- (2) 主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について保育士を総轄する。
- (3) 副主任保育士は主任保育士を補佐し、保育内容について保育士を総轄する。
- (4) 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 栄養士・調理員等は給食業務に従事する。
- (6) 事務員は、会計事務等に従事する。

第6章 父母と教師の会

保護者は父母と教師の会に入会する。会則については別途定める。

第7章 個人情報保護について

別紙に定める。

第8章 緊急時における対応方法

第10条 本園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子供に体調の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに当該利用子供の保護者または医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

第9章 非常災害対策

第11条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め非常時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

第10章 虐待防止のための措置

第12条 本園は利用子供の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるように努める。

(改正)

この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人ルンビニー福社会理事会の議決を経るものとする。

(付則)

この規則は平成24年11月1日より施行する。

(付則)

平成26年4月1日より定員変更に伴い一部訂正。

(付則)

2022年3月1日より、下記3項目を追加する。

- ・ 緊急時における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待防止のための措置